

兵庫県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザルの実施

兵庫県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザルを実施する。

令和6年4月30日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

1 調達内容

(1) 名称

県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザル

(2) 募集要領

別途配布する「県立リハビリテーション中央病院総合医療情報システム導入に係るプロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）による。調達物品の性能等に関し、契約担当者が募集要領で指定する物質等を有すること。

(3) 納入期限

令和7年3月31日（月）

(4) 納入場所

県立リハビリテーション中央病院 神戸市西区曙町1070

2 参加資格

(1) パッケージ型電子カルテシステムの取り扱いをしており、日本国内において、一般病床400床以上の病院における同等のシステム導入を受注し、納入した実績（開発中のものを含む。）を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県（以下「県」という。）の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 参加手続

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課

電話（078）341-7711 内線3465

F A X （078）362-9001

(2) 募集要領の配布

ア 配布

(7) 配布期間

令和6年4月30日（火）から5月14日（火）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 配布場所

上記(1)に同じ。

イ インターネットからのダウンロード

令和6年4月30日（火）から5月14日（火）まで

URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/org/byoin-keiei/index.html> 以下に掲載

(3) 参加表明書

ア 提出方法

所定の様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年5月7日（火）から同月14日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和6年5月13日（月）までに必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

所定の様式により行うこととし、事務局へ電子メール又はFAXによる送付とする。

イ 受付期間

令和6年5月14日（火）から同月21日（火）まで

ウ 回答方法

令和6年5月31日（金）から6月7日（金）までの間に、電子メール又はFAXにより、質問書を提出した全員に対して行うとともに、事務局において閲覧方式により行う。

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和6年5月14日（火）から同年6月10日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、令和6年6月7日（金）までに必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ。

エ 提出書類

(7) 企画提案書 12部

(4) 企画提案書要約版 12部

(7) その他、募集要領に定めるもの

4 当選者の選考、決定及び通知の方法

(1) 選考方法

選考は、「県立リハビリテーション中央病院医療情報システムプロポーザル審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選考結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者及び次点者の名称は、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取扱い

当選者を「兵庫県立リハビリテーション中央病院医療情報システム調達業務」の契約予定者とし、契約の交渉を行う。ただし、契約予定者との協議が整わなかった場合には、契約予定者の決定を取り消し、次点者と契約協議を行う。

5 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び所定の様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

キ プロポーザル参加者数及び参加申込者名は、プロポーザル審査終了後までは公表しない。

(3) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 詳細は、募集要領による。